

地元応援商品券「ふちゅチケ」事業 委 託 仕 様 書

1. 件名

地元応援商品券「ふちゅチケ」事業に係る業務委託

2. 目的

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や円安などを背景に、原油や天然ガスなどのエネルギー価格や食糧、希少金属といった資源価格の高騰などにより、ガソリンや電気料金をはじめ、身近な食料品など、暮らしに必要な様々な商品の値上げなどにより影響を受けた市内事業者支援および地域経済の回復・活性化に繋げることを目的に実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 事業内容

(1)発行総額 18億2千万円 ※うちプレミアム分5億2千万円(40%)

(2)発行セット数 260,000セット

(3)スケジュール(予定)

取扱店舗募集期間・・・令和4年7月中旬から2週間程度

※募集期間後も期限を定め随時受付けるものとする。

事前申込期間・・・令和4年8月中旬から9月上旬(郵送の場合当日消印有効)

商品券販売期間・・・令和4年10月初旬から令和4年10月中旬

商品券使用期間・・・令和4年10月初旬から令和5年2月初旬

商品券換金期間・・・令和4年10月初旬から令和5年2月中旬

(4)商品券の種類

①デジタル(電子)式商品券 販売割合想定70%

②紙商品券等 販売割合想定30%

(5)セット内容および販売価格

1セット7,000円(販売額5,000円+プレミアム分2,000円)

A券(3,000円)・・・全取扱店で利用可

B券(4,000円)・・・大型小売店舗以外

※商品券はプレミアム分を含めて、市内の店舗のみで利用可能とする。

※紙商品券等は1セット14枚綴り、500円券が14枚、A券が6枚、B券が8枚とする。

※大型店の定義は市内における1店舗の売り場面積が500㎡以上の小売店舗。

※大型店に指定された場合は、A券のみの取扱いとなる。

(6)商品券の利用限度額

1回に利用できる商品券の限度額は設けない。

(7)商品券購入対象者

府中市在住者

(8) 商品券の申込限度

- ① 1人1回限り上限5セットまで。(申込者は必ず1セット購入できるものとする)
- ② 同一人がデジタル(電子)式商品券と紙商品券等の両方を申込みすることはできない。
- ③ 応募多数の場合は抽選を行なう。(希望数が購入できない場合がある)
- ④ 当選数内で購入(減口)できるものとする。
- ⑤ 当選結果お知らせは、デジタル(電子)式商品券は「メール」で、紙商品券等は郵便にて、9月下旬に通知する。

5. 委託内容

(1) 本事業に係る企画に関すること

本事業に係る全体の構成をむさし府中商工会議所と協議のうえ決定すること。

(2) 本事業の実施計画の作成に関すること

上記(1)の決定に基づき、本事業に係る実施計画を作成提出すること。

- ① 統括責任者や委託業務に携わる関係者を明記し、緊急連絡先など必要な事項を記載するとともに、全体の管理・指揮命令系統等が分かる連絡体制をむさし府中商工会議所と協議の上構築し、体制図として盛り込むこと。なお、委託業務を円滑に行う体制が構築できるよう必要な人員を確保すること。

- ② 契約期間中の本事業全体のスケジュールを作成すること。

- ③ 本事業の準備・運営、緊急対応等に係るマニュアルを作成すること。

(3) 再委託の取扱いに関すること

- ① 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。なお、主要な部分を除き、事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ書面にて報告し、むさし府中商工会議所の承諾を得なければならない。

- ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、関連先においても遵守するものとし、受託者は、関連先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

- ③ 再委託業務については、できるだけ市内業者を利用すること。

(4) 商品券の作成に関すること

① デジタル(電子)式商品券

(ア) モバイル端末(スマートフォン等)を活用して申込、決済等ができること。

(イ) アプリ等の使用にあたり、セキュリティの確保やアクセス集中時のシステム負荷などへの対応策も講じること。

(ウ) その他効率的でモバイル端末(スマートフォン等)との互換性、実用的な実施内容について提案によること。

② 紙商品券等

ホログラムシールと同等以上の偽造防止対策を講じること。

(5) 商品券申込受付に関すること

- ① 商品券は事前申込み制とする。

- ② 専用サイトまたは郵便による申込みができるものとする。

- ③ 申込時に利用可能店舗が確認できるものとする。

- ④ 専用サイトおよび郵送で申込されたものを統合してデータの整備(重複申込、不備等イレ

ギュラーな対応)を行う。

(6)商品券の販売に関すること

- ①申込多数の場合は抽選とする。(申込者は必ず1セットは当選とする)
- ②当選結果をデジタル(電子)式商品券は「メール」で、紙商品券等は購入引換券を郵便にて、9月下旬に通知する。
- ③デジタル(電子)式商品券は、クレジット決済およびコンビニ決済等。紙商品券等は、購入引換券で現金での販売とする。
- ④紙商品券等の販売場所は、受託者が自ら販売場所を設置する方法と、市内金融機関等に販売を委託する方法等が考えられるが、購入者の利便性を考慮した場所とすること。さらに、受託者の事務費、市内金融機関等に支払う販売手数料など、販売業務の費用の合理性について考慮した内容とすること。
- ⑤紙商品券等の保管・輸送・警備方法には安全対策を講じること。
- ⑥紙商品券等販売所の運営・売上金等の保管・管理には安全対策を講じること。
- ⑦購入促進のための対策を講じること。

(7)商品券の再販売に関すること

- ①初回販売終了後、販売予定数に足りない場合は、商品券の再販売を行うものとする。
- ②申込多数の場合は抽選とする。この時、初回申込者は優先当選、申込数を購入するものとし、減口はできないものとする。
- ③再販売の商品券はデジタル(電子)式商品券のみとする。
- ④詳細は専用サイトのほか、ホームページ等にて案内する。
- ⑤再販売でも販売予定数に達しない場合は再々販売を行う。

(8)商品券取扱店の募集に関すること

- ①府中市内に店舗を有する小売・卸売・飲食・サービス等の事業者である者とする。
※ただし、反社会的勢力に該当するもの、及び性風俗営業・公序良俗に反するもの、政治・宗教に該当するものは除く。
- ②デジタル(電子)式商品券と紙商品券等の両方を取扱うものであること。
- ③取扱店の申請は、専用サイトまたはFAXにて申込むものとする。
- ④府中市内に複数の店舗を所有する場合は、店舗毎に申請書を記入する。
- ⑤取扱店を対象とした説明会を複数回実施するものとする。
- ⑥取扱店向け説明動画を専用サイトに掲載する。
- ⑦後日、取扱店マニュアル、ポスター、チラシ、QRコード、Q&A集等を郵送する。
- ⑧前年度よりも参加店舗数を増やすための取組を行うものとする。

(9)取扱登録店の審査に関すること

- ①取扱店として登録申請書が提出された時は、申請内容を精査し、取扱店業種、資格に該当するかを、むさし府中商工会議所に審査を依頼する。
- ②取扱店として承認した事業所には、登録した旨を通知する。
- ③登録取扱店は、専用サイト、取扱店一覧(商品券販売場所にて配布)等に掲載する。
- ④取扱店登録に不相当と認めた事業所に対しては、その理由を文書にて通知する。

(10) 商品券の換金に関すること

- ① 換金は、受託者が自ら換金する方法と、市内金融機関等に換金を委託する方法等が考えられるが、加盟店舗の利便性を考慮した内容とすること。さらに、受託者の事務費、取扱店舗の指定口座への振込手数料及び市内金融機関等に支払う換金手数料など、換金業務の費用の合理性について考慮した内容とすること。
- ② 商品券は月に2～3回換金できるよう計らうこと。

(11) 相談窓口の設置に関すること

- ① 取扱店、購入者がモバイル端末（スマートフォン等）の使い方を含め、円滑に商品券の販売・使用・決済・換金等ができるよう府中駅周辺に相談窓口を設置すること。開設期間・相談窓口個数は繁忙期や閑散期を加味して調整すること。
- ② 必要に応じて利用者向けの説明会を実施すること。
- ③ 幅広く対応できるように構築すること。

(12) コールセンターに関すること

- ① 商品券の購入希望者及び購入者、取扱店舗に対し、商品券の購入や使用方法、決済、換金等に関することなどの、商品券に係る問合せやトラブルに広く対応するためにコールセンターを設置する。
- ② 開設期間は、取扱店募集開始日から令和5年2月中旬（予定）まで。
（土日祝日を含む、年末、年始を除く、10時～18時）（原則）
- ③ 電話集中時、トラブル発生時等は、回線数増設のほか時間の延長など柔軟な対応を行い、問合せ対応はコールセンター内で解決をする。

(13) 購入者への商品券利用促進に関すること

リマインドメールの配信等購入者に対して商品券の利用促進を図ること。

(14) 告知方法に関すること

告知方法について全市民が認知できる方法をとること。

(15) 広報・印刷に関すること

- ① 契約後、速やかに専用サイト等を開設し、事前告知を含め各種情報の更新を随時行うこと。
- ② 本事業について広く周知するため、SNS、チラシ、ポスター、取扱店一覧、PR等の広報物（デザイン含む）を作成し市民、事業者に広く効果的に周知を行うこと。
- ③ 専用サイト等には次の内容を掲載すること。
 - (ア) 販売方法、販売期間
 - (イ) 販売金額、発行金額及びプレミアム率
 - (ウ) 参加店舗の一覧
取扱店検索方法を分かりやすく作成する。（AB券別、住所別、業種別等）
 - (エ) 使用対象外のもの、使用上のルール及び禁止事項
 - (オ) このほか、むさし府中商工会議所が必要と認める内容
- ④ 商品券の利用方法や購入方法など、必要に応じた用途の広報素材を作成し、周知を行うこと。

(16) 情報の共有化に関すること

- ① むさし府中商工会議所との連絡窓口の設定

受託者は、本業務委託の期間中、常にむさし府中商工会議所と円滑な連絡が取れるよう、十分な体制を確保しなければならない。(販売状況、取扱店舗、換金状況等)

②調査等への協力

むさし府中商工会議所が受託者に対し、委託業務の実施状況に関して調査又は報告を求めた場合には、受託者は協力しなければならない。

③受託業務の理解

受託者は、委託業務の実施に当たっては、その従業員および関連先の従業員等の関係者に対し、受託業務の内容を十分に理解させ、受託業務が円滑に進むよう、業務全般を適切に管理・運営しなければならない。

④緊急時の対応

委託業務の実施に当たり、不測の事態が生じた場合には、受託者は直ちにむさし府中商工会議所に状況を報告するとともに、むさし府中商工会議所の指示に従って対処しなければならない。

(17)業務報告書の作成・提出に関すること

- ①事業全体の中間報告書ならびに業務報告書を作成提出すること。
- ②事業者、利用者向けにアンケートを取り事業の結果を分析して報告すること。
- ③その他報告事項については、むさし府中商工会議所と協議のうえ決定する。

6. 個人情報の取扱いに関すること

委託業務の実施に当たっては、個人情報保護法に則ること。

7. 情報セキュリティに関すること

電子情報の取扱いに関しては、運用に必要なサーバ等機器を調達するとともに、契約期間終了まで適宜情報を追加し、適切に管理すること。さらに、ウェブサイトのセキュリティ対策を講じること。

8. その他

- (1)商品券の発行にあたり、本事業の運営及び商品券の取り扱いの公正を期するとともに、この仕様書に定めるものの他、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、むさし府中商工会議所と協議の上、行うものとする。
- (2)企画提案に係る提案書の取扱い
提案された「企画書」は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。
- (3)疑義の取扱い
本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、むさし府中商工会議所と協議上、決定するものとする。

担当

むさし府中商工会議所 地元応援商品券「ふちゅチケ」担当

電話042-362-6421